日赤新労

平成17年
1月1日
発　行
第187号

綱　領

1. われわれは、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2. われわれは、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
3. われわれは、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

発　行　所
日本赤十字新労働組合連合会
（日赤新労）
東京都港区浜松町2-6-8 伸和ビル1F
TEL（03）3433-3028
FAX（03）3432-4560
Eメール　shinrou@nyc.odn.ne.jp
ホームページ http://www.shinro.org/
発行責任者　山田隆幸

賀正

新春のおよろこびを申し上げます

二〇〇五年　元旦

―執行部一同―

―平成16年度―

第3回中央委員会開催

運動方針案、福利厚生事業等を審議

十二月十二日、十三日の両日、秀峰大山の雄姿を背に日本海の潮の香ただよう皆生温泉「グランドホテル天水」において、全国加盟単組より中央委員及びオブザーバー等八〇名の参加のもと、第三回中央委員会が開催された。会議では、議題である平成十七年度運動方針案や要求書案、福利厚生事業等について慎重な審議が行われた。

まず開会のことばの後、資格審査・成立確認（出席中央委員二八名、委任状一名）が行われ、議長に高貫洋氏（千葉血セ）、副議長に森田洋充氏（名一日赤）、書記に柴田淳氏（三原日赤）が選出された。

審議に先立ち、坂本中央執行委員長が挨拶に立ち、次のように述べた。

『今年度の賃金交渉を振り返ると、本社は昨年度と同様に、第三回団体交渉において四月実施を含めた人事院勧告準拠での実施を内容とした協定の締結を提案し、結べない場合は賃金協定の破棄もやむを得ないとの強引な考えを示した。これに対し、新労は臨時中央委員会で慎重に審議し、労使協調の路線を踏まえ引き続き労使協議を行っていくとの冷静な判断を決定し、確認書を取り交わした。

第五回団体交渉で本社が最終回答を提示したのを受けて、第二回中央委員会で審議した結果本部一任と決定され、今年度ベアは定昇一・八六%、金額で六千五百五十八円と連年の賃金引下げに歯止めがかかった形で妥結に至った。

また、第六回団体交渉において、本社は先の確認書に示したように、福利厚生事業の具体案を提示してきた。新労も組合員から要望のあった具体的提案を本社に申し入れ、協議を重ねてきたが、十一月十日に本社は最終回答を提示してきている。福利厚生は新労独自の要求で進めてきたものであり、本部としては協定化の方向で考えている。

十七年度要求書案については、一時金の要求において、給与要綱第三五の改正はもともと本社の提案事項ではあるものの、本部としては六月十七日に提出した意見書を踏まえて、「本社と新労本部との間の交渉」とすることで提案した。

このように、今会議では議案書、福利厚生事業、給与要綱第三五の改正の三つの大きな審議事項が控えているので、慎重かつ活発な審議をお願いしたい。』

その後報告事項に入り、本部より各部報告、一般経過報告が行われ、審議事項では平成十七年度運動方針案や要求書案、福利厚生等について討議が繰り広げられた。

■報告事項■

一、各部報告

【組織部】

○六ブロック加盟単組代表と懇談会開催

【教宣部】

○初心者研修会の開催

○年末手当交渉のための宣伝ビラ等の作成

【調査部】

○平成十六年度調査結果の集計・発送

○年末一時金の調査実施

■審議事項■

一、平成十七年度運動方針案について

各ブロック会議等で検討された修正点について審議が行われ、一部修正の後、賛成多数で承認された。なお、従来どおり、今後の国内外の動きや諸集計結果に対応して、一部定期大会までに修正することが了承された。

スローガン、闘争方針案についても全会一致で承認された。

二、要求書案について

基本賃金の引上げについてはブロック提案として定昇込み二・五%案と三・〇%案が提出されたが、協議の結果、賛成多数で二・五%（九千円）と決定した。諸手当を含め、その他の事項については原案通りで承認された。

また、福利厚生の充実については、現段階で本社提案の全社的福利厚生事業案を協議中なので、今後の協議結果を踏まえて再度本部が検討することで本部一任と決定した。

一時金（期末・勤勉手当）においては、六月に新労が提出した意見書をもとに、給与要綱第三五の改正として「本社と新労本部との間の交渉」とすることで賛成多数で決定した。

三、予算案について

原案どおり、全会一致で承認された。ただし、予算枠は今年度末の決算後に若干修正されることとなる。

四、本部役員について

役員詮衡委員長の渡辺渡氏（青森血セ）より、中央委員会に先立って開催された役員詮衡委員会の審議報告が行われ、寄せられた推薦状等を参考に、大会に向けて詮衡に努力する考えが示された。

五、福利厚生について

本部より、本社から提案のあった全社的福利厚生事業の構築（最終回答）の内容について説明があり、その後、永年勤続表彰の対象となる勤続年数、住宅融資の金利、日赤独自の健康保険等について質疑応答が行われた。

福利厚生の充実は新労の強い要望だったことから、本部は本社最終回答を受け入れて、協定の締結を行いたい考えを示し、審議の結果、賛成多数で本部一任と決定した。

六、大会運営について

第四四回定期全国大会開催にあたり、日程、大会役員の確認が行われた。

七、その他

○臨時ブロック会議の補助金の支出について（本部）

通常のブロック会議同様に補助金を支出することに決定した。

○半日休暇の取扱いについて（愛知血セ）

各施設の運用状況を報告

○血液センターの集約化について（千葉血セ）

○扶養手当の取扱いについて（大津日赤）

共働きの場合、複数の子供の扶養手当の取扱い

― 第44回 ―
定期全国大会案内
平成17年2月20日（日）～22日（火）
ニューフジヤホテル
熱海市銀座町1-16　☎0557-81-0111

年頭にあたって

中央執行委員長　坂本樹由

謹んで新年のご祝詞を申し上げます。

組合員の皆様におかれましては、心新たな年の初めをお迎えのことと、心からお喜び申し上げます。

昨年は、日赤新労が独自に強く要求してまいりました福利厚生について、幾度も本社と協議を重ね、確認書の締結に至り、全社的福利厚生事業としていよいよこの四月からスタートすることになりました。これも組合員の皆様方の力強いご支援があったからと、厚く御礼申し上げます。

本部としては、今後も、平成十九年度実施事業に向けてさらに具体的内容を提案し、よりよい福利厚生事業の構築を目指してまいります。

また、基本賃金の改定につきましては、俸給の引下げに歯止めをかけ、定期昇給一・八六%を確保しましたが、ベースアップのない中で、今後は特別昇給の実施等にも力を注いで取り組む必要があると考えます。

さらに、経済闘争だけではなく、新たな視点で組合活動を見直す必要性も感じています。

さて、わが国経済は回復基調にあると言われていますが、デフレからの脱却は道半ばであり、中小企業や地方経済は回復しつつあるものの、依然としてばらつきの大きい状況です。賃金較差は拡大して所得の二極化が進み、雇用状況も改善は進まず、業種や職種によっては厳しい状況が続いており、必死の生活防衛が強いられています。

医療を取り巻く環境も厳しい状況に変わりはなく、とくに安全管理については国民の厳しい目が向けられています。

このような中、日赤各施設の事業運営は年々厳しさを増してきており、生き残りをかけた経営戦略と職員が一丸となって取り組むことが必要となっています。

今こそ、日赤新労の理念である労使協調で、労使一体となって対応していかなければならないと考えます。

日赤新労は、本年も皆様の生活の安定と働きやすい職場環境を目指して活動してまいりますので、昨年にも増してご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、組合員の皆様及びご家族の皆様のご多幸とさらなる飛躍を心よりお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

平成十七年元旦

いよいよスタート●•

日赤の全社的福利厚生事業

【保養・宿泊及び生活支援サービス】

多種多様な福利厚生サービスについて、一般価格よりも安価な料金で利用できる。具体の実施にあたっては福利厚生代行会社を活用する。

例えば、参考例としては、宿泊施設利用料金の割引、レジャー施設の入園料等の割引、パッケージツアー代金の割引、レンタカーレンタル料の割引、託児所の利用料金の割引、育児・介護用品の購入代金の割引、美容室・エステ料金の割引、スポーツクラブ利用料金の割引等々。

対象職員は正職員、再雇用職員、常勤嘱託。平成17年４月１日実施。

【住宅融資制度】

職員であることが証明できる書類（身分証明書、健康保険証等）を窓口で提示することのみで、店頭金利よりも優遇条件（優遇金利、保証料無料等）で融資が受けられる。

対象職員は正職員。平成17年４月１日実施。

【生活資金融資制度】

職員であることが証明できる書類の提示のみで、店頭金利よりも優遇条件（優遇金利、保証料無料等）で融資が受けられる。

対象職員は正職員。平成17年４月１日実施。

【自動車保険制度】

損害保険会社と団体扱契約を締結することにより、安価な保険料で保障を得ることが可能となる。職員からの保険料の徴収については集金代行会社を活用した口座振替方式となる。

対象職員は正職員、再雇用職員及び常勤嘱託並びに70歳未満の退職者とその同居の親族等。平成17年４月１日実施。

【慶弔見舞金制度】

全国統一基準に基づく慶弔見舞金制度。種類別支給額等については、〈表１〉参照。

対象職員は正職員、再雇用職員、常勤嘱託。平成18年４月１日実施。

【永年勤続記念品制度】

勤続10年、20年及び30年の時点に、永年勤続記念品として旅行券を贈呈する。金額については、〈表２〉参照。

対象職員は正職員。平成18年４月１日実施。

【休業補償等の制度】

現行の特別見舞金制度等を廃止し、新たな休業補償等の制度を創設。〈表３〉参照。

(1)所得保障保険の活用

私傷病及び公症休務にかかる特別見舞金制度等を廃止することの代替制度として民間損害保険会社の所得保障保険を活用し、現行の特別見舞金制度と同程度の所得を保証する。

対象職員は、政府管掌健康保険若しくは労働者災害補償保険に加入する職員。平成17年４月１日実施。

(2)育児休業期間等にかかる附加給付の創設

①育児休業期間にかかる附加給付

子が１歳に達するまでの間、雇用保険からの育児休業基本給付金に加えて、当該給付金と同額程度を附加して支給する。平成17年４月１日実施。

②育児休業職場復帰者にかかる附加給付

雇用保険からの育児休業者職場復帰給付金に加えて、民間損害保険会社の約定履行保険を活用し、復職時から６ヵ月を経過した時点に10万円の一時金を支給する。平成18年４月１日実施。

対象職員は、①②とも、雇用保険に加入する職員であって、日本赤十字社育児休業規程により育児休業の取得が可能な職員。

＊

※保養・宿泊及び生活支援サービスの提供、住宅融資制度、生活資金融資制度、自動車保険制度については、各施設均一に実施。

※慶弔見舞金・永年勤続記念品制度については各施設の財政の範囲内で、支給額の30％の額を超えない額の弾力的運用が可能。

＜表 1＞

			支給額	支給基準等
祝金・見舞金	職員結婚祝金		30,000 円	○初婚・再婚を問わず定額とする。 ○職員どうしが結婚した場合は双方に支給する。 ○入籍を支給要件とする。
	出産祝金		30,000 円	○第１子・第２子以降を問わず定額支給とする。 ○夫婦ともに職員の場合は一方にのみ支給する。 ○死産の場合は支給しない。
	傷病見舞金		10,000 円	○休業日数が1カ月以上に及んだ場合に支給する。
	災害見舞金	全損壊	100,000 円	○罹災証明書に基づき支給する。
		半損壊	50,000 円	○住民票記載の家屋が罹災した場合に支給する。
		一部損壊	30,000 円	○夫婦ともに職員の場合は一方にのみ支給する。
死亡弔慰金	職員		100,000 円	○業務上、業務外の事由を問わず定額とする。
	配偶者		50,000 円	○左記金額の定額とする。
	子		30,000 円	
	実父母		30,000 円	

＜表 2＞

記念品贈呈区分	贈呈額
永年勤続記念品(10 年)	30,000 円
〃 (20 年)	50,000 円
〃 (30 年)	70,000 円

※旅行券は、換金性があるため、原則給与等として扱われ、課税対象となるが、概ね1年程度の期間内に旅行し、その旅行の事実を確認できる書類が備えてある場合は非課税となるため、旅行券の給付を受けた者に対しては当該書類の提出を求める。

＜表 3＞

休業の種類等	制度の概要
私傷病の場合	○日本赤十字社独自の所得補償保険を損害保険会社に開発させ、給与と健康保険法からの傷病手当金（給与の６０％）との差額（４０％）を補填する。 ○実際の給付は４日以上欠勤となった場合に、欠勤初日に遡って給付することとする。
公症休務の場合	○日本赤十字社独自の所得補償保険を損害保険会社に開発させ、給与と労働者災害補償法からの休業補償給付等（給与の８０％）との差額（２０％）を補填する。
産前産後休暇の場合	○特別見舞金制度を廃止し、健康保険からの出産手当金（給与の６０％）のみとする。
育児休業を取得した場合	○雇用保険からの育児休業基本給付金（給与の３０％）に加え、当該給付金と同額程度を附加して給付する。
育児休業から職場復帰後６ヵ月経過した場合	○約定履行保険を活用し、雇用保険からの育児休業者職場復帰給付金に１０万円の一時金を附加して給付する。

北から南から

ようやく二十歳

—組合結成20周年を祝う—

山形県赤十字血液センター職員組合

昨年十月三十日、山形県赤十字血液センター職員組合結成二〇周年記念大会を開催いたしました。

当施設は昭和五十四年四月に県より日本赤十字社に移管され、職員組合はその六年後の昭和六十年三月、組合発足と同時に新労に加盟しました。職員全体でも六〇人余りと大きな病院に比べれば本当に小さな施設ですが、当時は職員がより良い職場環境を作るために組合結成は悲願であり、その願いが今日まで受け継がれ、ようやく二十歳（はたち）になりました。二十歳と言うことは、いよいよ大人の仲間入りでしょうか？

当の記念大会は組合員全員出席とはいきませんでしたが、初代執行委員長をはじめ歴代執行委員長が出席し、発足当時の昔話に花を咲かせ、行事開催もままならない昨今、盛大なうちに無事閉幕いたしました。

当職員組合結成記念大会開催に際し、本部をはじめご支援をいただきました皆様方に心より御礼を申し上げますとともに、今後益々のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

（執行委員長・中村俊治）

第三ブロック 初心者研修会開催

名古屋第一赤十字病院従業員組合

十月十六日（土）、第三ブロックの初心者研修会が開催されました。六単組から四〇名の参加者があり、中央からは山田中央書記長、佐合副執行委員長にご出席いただきました。

当番単組である愛知県支部の横井組合長の挨拶の後、講師として山田中央書記長より「労働組合とは」「日赤の機構と日赤新労」と題してお話をいただきました。組合についてほとんどわからない新人の方々にとっては、よく理解できて大変有意義な研修会になったと思います。

その後、平成十七年二月より開港となる「セントレア（中部国際空港）」を見学。現在、開港に向けて急ピッチで作業が進んでいる様子や、一般の人では見ることができない場所を、現地の専門ガイドさんの説明を聞きながらバスで一時間程回りました。見学後には一人一人「見学証明書」もいただきました。

昼食の後、今開催地が常滑周辺であり、焼き物が有名なことから、「ポットドール作成と絵付け体験」を行いました。それぞれが思い思いの色やデザインで、カラフルですばらしい作品を完成させていました。

愛知県は今、新空港の開港は勿論ですが、日本国際博覧会『愛・地球博』三月二十五日～九月二十五日（一八五日間）の開催も控えており、大変活気に溢れています。皆さんも是非一度（と言わず二度三度）お越しください。心よりお待ちしております。